

第五編 失業問題

第一 失業状態

序語

昨年は恐慌の年で、從て失業者も夥しかつた。本年に入つて經濟界は不振の底に達して稍々小康を見んとしたが未だ整理期たるを免かれず、勞働者に取つては矢張り不幸な年であつた。昨年驚くべき解雇者（大部分女工）を出した染織工業が本年操短の解除（全部又は一部）に因て雇入數の激増を來した例外的事象を除いては殆んど凡ゆる方面に亘つて失業の數字が表はれてゐる。機械工業に於て殊にそれが甚しかつた。勞働争議も此方面に於て最も盛んであつたが、争議には必ず失業が伴つた。斯くて遂に悲痛な宣言を發して失業者運動が我國にも起る様になつた。失業に備へる設備は未だ勞働者團體の間にも發達してゐない、失業保険の制度は勿論ない。たゞ職業紹介法が制定されただけである。今是を次の如く項を分けて、具體的に説明しよう。第一失業状態、第二失業者運動、第三失業対策。

昨年は失業者の多い年であつた。農商務省の統計に依ると工場法適用工場に於て解雇超過は十八萬九千餘人（一八九・三六三）であつた。本年に入つては如何。今同じ統計に依て十月までの總計を見るに二十一萬六千餘人（一一六、七二二）の雇入超過を示し、一見甚だ好景氣の如く考へられるのが、これは染織諸工場に於ける生産制限の全部又は一部の解除に因る一時的結果と目すべきである。試に染織工業を暫く除外して十月までの總計を比較すれば二萬四千五百四十人の解雇超過となる。即ち次表の通りである。

十月迄解雇雇入比較表

| | 染織工場 | 其他工業 | 合計 |
|-------|--------|--------|--------|
| 解雇 | 三三・五七 | 二六・六三 | 五三・〇九 |
| 雇入 | 五四・六三 | 二四・一二 | 八八・六一 |
| ▲解雇超過 | ▲二四・六六 | ▲二四・五四 | ▲三六・七三 |

次に、獨り工場のみに限らず礪山其他の諸事業をも包括する内務省の解雇及雇入統計から農商務省調査の數字を控除すれば、

工場法適用工場を除く職工移動が判る譯である。是れに依て七月までの状態を察するに毎月少くて二千人餘（三月）多くて一萬三千人餘（四月）解雇超過である。

斯如染織工場に於て著しい例外を存するだけで、其他の各方面に於ては一般に失業者益、増加の傾向に在る。是等の事情を稍詳しく述べる。(一)工場勞働者の失業状態、(二)工場勞働者以外の失業状態に分ちて説明しよう。

一 工場勞働者の失業状態

工場勞働者の失業状態を述べるに當つて吾人の注意を惹くものは、本年の農商務省の統計に依るも解雇よりも雇入の多いことである。而も勞働者に取つて本年も亦失業不安の多い年であつた。それらの事情は(1)一般概況に於て述べる。又年末のワシントン會議の軍備縮少に依て關係勞働者は如何なる失業可能性の前に立つかは(2)軍備縮少と失業問題に於て少しく述べよう。

(1) 一般概況

大正九年四月の恐慌以來失業者漸増し、

勞働不安の聲は漸く高く且つ深刻になつて來たが、大正十年に入つて此傾向は寧ろ尖銳を加へるばかりであつた。先づ農商務省商工課の統計に依り月別解雇及び雇入の數を掲げよう。茲に掲げる統計は工場法適用の工場に限る。

解雇月別表

雇入月別表

| 九 年 月 | 解 雇 | | 雇 入 | | 比 較 | | (染 織 工 場) |
|--------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------------|
| | 解 雇 計 | 雇 入 計 | 解 雇 計 | 雇 入 計 | 解 雇 計 | 雇 入 計 | |
| 一 月 | 二〇、二三 | 三、五三 | 二六、五四 | 四三、八四 | 二七、五〇 | 五、七三 | 二、五八 |
| 二 月 | 三一、七三 | 四〇、七〇 | 二〇、五三 | 四三、九九 | 三六、一〇 | 六、一〇 | 一、四九 |
| 三 月 | 四三、九九 | 二六、三七 | 三一、七三 | 三六、一〇 | 四、一〇 | 七、五三 | 一、四九 |
| 四 月 | 三〇、一七 | 一八、一七 | 二一、三七 | 二七、七七 | 三、三三 | 一、七三 | 一、四九 |
| 五 月 | 一八、一七 | 一七、七七 | 一九、二七 | 二七、七七 | 二、二七 | 一、七三 | 一、四九 |
| 六 月 | 一九、二七 | 一七、七七 | 一九、二七 | 二七、七七 | 一、四八 | 六、六五 | 一、四九 |
| 七 月 | 一九、二七 | 一七、七七 | 一九、二七 | 二七、七七 | 一、四八 | 八八四 | 一、四九 |
| 八 月 | 一九、二七 | 一七、七七 | 一九、二七 | 二七、七七 | 一、四八 | 九五 | 一、四九 |
| 九 月 | 一九、二七 | 一七、七七 | 一九、二七 | 二七、七七 | 一、四八 | 九五 | 一、四九 |
| 十 月 | 一九、二七 | 一七、七七 | 一九、二七 | 二七、七七 | 一、四八 | 九五 | 一、四九 |
| 累 計 | 男 四五七、六三 | 女 五五七、六三 | 男 一〇七、〇〇〇 | 女 一〇七、〇〇〇 | 男 一〇七、〇〇〇 | 女 一〇七、〇〇〇 | 男 二、五八 |
| 解 雇 超過 | ▲二、六二 | ▲二、六二 | ▲二、六二 | ▲二、六二 | ▲二、六二 | ▲二、六二 | ▲二、六二 |
| (備考) | ▲雇入超過 | | | | | | |

失業問題

この統計を見ると大抵の月に雇入数の方が多く十月末までに二十一萬六千七百二十二人の雇入超過となつて居て、一見失業者なきが如くである。併し業態別にして見ると雇入の著しく増加したのは染織工場だけで、これは昨年恐慌の爲め紡績業、製糸業其他に於て操業短縮又は休止等(例へば蠶絲は昨年十一月十日より本年一月十五日まで操業休止、大日本紡績聯合組合所屬の紡績業は昨年五月十二日より一割、二割、四割と操業短縮、毛斯綸の四割操短等)の生産制限を行つたのであるが爲めに夥しい失業者を出したのであるが、本年に入つては先づ二月十六日より蠶絲業の操業休止が解除され全國一齊に事業を開始し、紡績業も四割の操短を九月十六日よりは三割に減すると言ふ有様で從て雇入數が激増したのである。染織工業に於ける統計を見よう。(茲に染織工場とは、製絲、紡績、撚絲、眞綿製造、製綿、織物、染色整理其他加工、組物、編物、刺繡等である)

先づ昨大正九年の状態を見れば次の如くである。

昨年の一月から三月までは可成りの雇入超過であるが四月には極めて少數の超過となり、五月以來形勢一變して夥しい失業者を見せ一年中を通じて十三萬七千と言ふ夥

十年月別解雇雇入比較（染織工場）

| | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 合計 |
|------|---------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 解雇 | 二、三五 | 三、一三 | 毛、三五 | 三、八六 | 四、五五 | 毛、七〇九 | 元、八六 | 三、三三 | 三、三七 | 三、三八 | 三三、三七 |
| 雇入 | 八、四九 | 一二、一四 | 三、六九 | 五、二六 | 二〇、〇五 | 二〇、二九 | 四七、〇八 | 四七、〇八 | 三、五七 | 四、七〇九 | 五四、六七 |
| 解雇超過 | 六、三〇 | 二、一五 | 五、五九 | 一六、七一 | 三、二六 | 二、一六 | 五七、〇七 | 五七、〇七 | 一、九六 | 四七、六五 | 一、九六 |
| ▲全 | 九、八一 | 九 | ▲三、八七 | ▲一、四〇三 | 四、九四 | 七、三七 | △二、八六 | 二、七五 | 三五、七九三 | ▲一六、五九 | ▲一〇、六五 |
| （備考） | ▲印は雇入超過 | | | | | | | | | | |

毎月夥しい雇入超過で十月末に於ては實體の數の上に決定的な影響を與へてゐるのに總計二十四萬一千二百六十六人——其中大部分は女子で二十萬九千四百九人——の雇入。然るに機械器具工業に於ては失業者は甚しき増加の傾向を示しつゝある。先づ昨

九年月別解雇雇入比較（機械工場）

| | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 | 合計 |
|------|---------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|------|------|------|------|-------|-------|
| 解雇 | 八、四九 | 一二、一四 | 三、六九 | 五、二六 | 二〇、二九 | 二〇、〇五 | 二七、〇八 | 三、五九 | 三、三八 | 三、五〇 | 二、八三 | 二三、五三 | 二三、五三 |
| 雇入 | 六、三〇 | 二、一五 | 五、五九 | 一六、七一 | 三、二六 | 二、一六 | 二、〇四 | 三、五二 | 三、三一 | 二、二三 | 七、五九 | 一五、五二 | 一五、五二 |
| 解雇超過 | ▲全 | 九 | ▲三、八七 | ▲一、四〇三 | 四、九四 | 七、三七 | 六、八三 | 四、四九 | 七、三七 | 一、二三 | 三、六九 | 二六、八九 | 二六、八九 |
| （備考） | ▲印は雇入超過 | | | | | | | | | | | | |

昨年の恐慌以來機械及び器具の工場に於ては解雇又解雇と月々失業者を出しつゝあつたことが伺はれる。年末に於ては雇入に業は不況に在つた。本年の勞働爭議が機械

超過する解雇者の數は二萬六千八百七十九名に及んだ。本年も依然財界、特に機械工

業の圈内で最も熾烈を極めたことは偶然

ではない。統計に依れば、

見ただけで、他は凡て解雇數の著しい多數を見せ一年中を通じて十三萬七千と言ふ夥

しの解雇超過であつた。この後を續いだ本

年の次の統計に依れば

十 年 月 別 解 雇 雇 入 比 較 (機 械 工 場)

| | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 合計 |
|--------------|-------|------|-------|-------|------|------|------|------|------|-------|--------|
| 解雇 | | | | | | | | | | | |
| 雇入 | 一〇、五〇 | 三、三五 | 一〇、六三 | 二〇、五三 | 二、〇九 | 九、八三 | 九、三〇 | 九、三二 | 九、四六 | 二〇、二五 | 一〇四、五〇 |
| 解雇超過 | 七、四六 | 八、三九 | 八、五一〇 | 八、九三 | 七、三二 | 七、四九 | 六、四九 | 七、八六 | 九、八五 | 九、八五 | 八三、四七 |
| (備考) ▲印は雇入超過 | 三、二三 | 四、八三 | 二、四五 | 一、八〇 | 三、四九 | 二、三四 | 二、八二 | 一、四三 | ▲四〇九 | 三五 | 三、一〇三 |

九月を例外として毎月平均二千餘名の失業者を出してゐる。之を各會社等に就いて見ても事業を縮少又は閉鎖し、解雇者を出さないものは殆んど無い。工業中最も典型的な機械工業に於ける本年の斯る状況は充分注意に値すると思ふから次に多數の解雇者を一時に出した極めて著しい數例を挙げて見よう。此外に日に成し崩し的に多數解雇した會社のあることは言ふ迄もない。

大阪鐵工所櫻島工場に於ては二月二日、造器職工三百十五名、造船職工五百三十名、雜職四十八名、合計八百九十三名を、又三月中旬には同鐵工所因島工場で二百名を解雇した。日本製鐵所(北海道室蘭工業所)では、二月二十四日輪西熔鑄爐を休業し製鐵部五百名、製鋼部四百名、三月廿七日製鋼部及び製鐵部一千六百名、十月一日鍛冶、運輸部、倉庫部に亘り三百八十名解雇した。

日本鋼管會社(神奈川縣橘樹郡田島村)では

三月廿一日、鑄物部を閉鎖し爾後毎日少數宛の淘汰を行つてゐたが五月四日、製鋼部、製管部・仕上工、記錄工、荷揚運搬人等總計二百七十五名を解雇した。

下谷製作所(東京月島、機械製造)では六月廿八日、本工場並に分工場を休業し職工三百名を解雇した。

三菱造船所(神戸)では一月十六日、造船部修繕職工其他二百五十餘名に無期休業を命じ、四月廿日造船部の職工三百七十餘名を解雇した。其後四十日間繼續した労働争議と關聯して職首された職工は極めて夥しいが其數字は確かでない。

川崎造船所(神戸)では一月十五日、三百名を解雇し、其後も縮少方針を取つてゐたが、例の労働争議に關聯して職首した數は二千に上る。

鳥羽造船所(三重縣鳥羽町)では二月七日、この造船所を神戸製鋼所と合併して事業を縮少する爲め、造船部四百八十名、造機部三百三十九名、船渠百九十三名、其他六十三名、合計九百七十五名、事務員五十七名、總計(一千三百三十二名)を解雇した。

播磨造船所(兵庫縣赤穂郡相生町)では二月七日、之れも鳥羽造船所と同様神戸製鋼所へ合併の爲め、職工九百九十名を職員約二割を解雇した。

横濱船渠會社では二月廿六日職工數十名、三月六日造船部職工三百名、五月十四日組長伍長二百名、職工一千二百八十二名、合計一千四百八十二名、同月三十日百名、十一月二十

於ても、久保田鐵工所に於ても、又其他に於ても失業者は頗る夥しく、兵庫縣當局は爲めに諸會社に向つて警告を發した程であつた。

橋本汽船會社(兵庫縣茹藻島)では二月四日、造船部を閉鎖し職工三百名を解雇した。

二日二百六十六名を解雇した。

淺野造船所(神奈川縣鶴見町)では四月より職工二百名を毎日數名宛巧みに解雇し爾後同様な方法を繼續してゐたが十一月二十九日には前日のも加へて九百五十三名を解雇した。

石川島造船所(東京月島)では三月廿九日、三百七十五名を解雇し、四月にも淘汰を行ひ、十月末には争議に關して五十三名を解雇した。

内田造船所(横濱市山下町)では二月、造船部職工百三十名、四月三十日造機部職工二百五十名、五月廿一日工場閉鎖の第一着手さして百十八名を解雇し、六月廿日造船部及び分工場職工全部一千五百四十四名、社員全部二

百九名を月末に解雇する旨發表した。其後其經營は大阪鐵工所に移つて横濱造船所となつたのであるが八月中頃四十八名、九月職工全部二百餘名を解雇した。

以上に依て見ても一般機械工業特に造船業に至つては甚しく事業衰退して大規模な解雇が踵を接して現はれてゐることが解る。

一般の傾向大體以上の如くである所に軍備制限に因る造船界の打撃が現はれたので如何に労働不安を激成したかは後に述べるであらう。

さて、上來述べ來つた如く全國を通じて

| 十年月別解雇雇入比較(化學工場) | | | | | | | | | | | |
|------------------|------|-----|-----|------|-----|-----|------|------|-------|------|------|
| | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 合計 |
| 解雇 | 七、七 | 七、九 | 八、五 | 三、三 | 八、三 | 七、三 | 七、〇九 | 八、五 | 九、五 | 一〇、四 | 八、六一 |
| 雇入 | 六、八 | 六、二 | 六、五 | 三、〇八 | 七、九 | 六、三 | 七、三 | 一〇、五 | 一〇、五 | 二、七 | 八、三〇 |
| 解雇超過 | 一、〇三 | 一、五 | 一、九 | 三 | 一、九 | 一、九 | 一、九 | ▲一、三 | ▲一、〇五 | ▲一、三 | 一、五 |

(備考) ▲雇入超過

本業態を通じて移動は毎月六千乃至一萬雇入超過である。次に掲げる數例も殆ど四であるが、解雇及雇入の差は大して著しく月以前に屬する。

旭硝子製造會社(兵庫縣尼崎市)では、一月十五日職工七百名に同日以後休業の旨を發表し、二月十月更に硝子部五十名、九月二十三日事業を閉鎖に決し七十名を解雇した。

旭東硝子會社(兵庫縣赤穂郡相生町)では、二月八日百九十六名、五月九日百二十五名を解雇した。

旭硝子會社(神奈川縣鶴見)では、四月四日職工二百名、社員二十三名を解雇した。

燐寸製造業では、永來燐寸會社(神戸市)は、

解雇よりも雇入の方が却て超過すると云ふ事實は、其内容を穿鑿して見ると、失業問題の前途を樂觀せしめるよりも、寧ろ漸く之が深刻化しつゝあることを示すのである。次に化學工業、雜工業、特別工業に就いては如何な状態にあるか。

先づ化學工場の統計を擧げれば次の通りである(茲に言ふ化學工業とは、窯業、製紙、製革及毛皮精製、發火物製造、製油及製蠟、製藥、護謨製造、化粧料品製造、石鹼及蠟燭製造、染料塗料其他製造、人造肥料製造等である)。

三月十五日無期休業し職工八十三名解雇。昇
榮燐寸工場(同上)は、同日男工二十一名女工
五十九人、合計八十名解雇。高松燐寸工場は
四月十六日より休業し百名解雇。

體解雇超過を示したが、七月以來十月迄連月雇入の超過を現はし、同月末に於ては總計千一百十一人の雇入の超過となつた。

増的傾向の著しい點に於て特に注意に値する。前者の雇入の著しい超過は主として關係諸工場の協定による事業の操短又は休止の解除等による稍々一時的性質を帶びた現

富士製紙株式會社（大阪市西區）では、四月二十三日職工三百五十名中二百餘名解雇。次に飲食物工業（醸造・製糖・製茶・精穀製

粉、ラムネ氷鑛泉、菓子製造、罐詰瓶詰、畜産品製造、水產品製造等) は職工移動の状態から見れば、解雇雇入毎月二千人餘で、餘り著しい變動は現はれて居ない。本年十ヶ月間の總計に依れば寧ろ一千三十四人の雇入超過となつてゐる。二三の主な解雇例を擧げると次の如きものがある。

最後に特別工業（電氣、瓦斯、金屬精煉）に於ては職工の移動は極めて緩漫で、各月解雇雇入共五百を越えることは殆んどなつた。併し月々（九月は例外で僅か三名の雇入超過があつた）少し宛の解雇超過を見せ、十月末に於ては本年を通じて其數三千百三十五人に上つた。

以上に掲げた農商務省の統計は、工場法適用圈内のものである。從て工場法適用の範圍外に屬する小工場、鑛山其他の失業状態は之れに依て判断することは出來ない。然るに本年に於ける鑛山關係の失業問題も決して輕々に看過し去るを許さないものが

臺灣製糖會社では、神戸工場は勞動爭議のた

め七月十四日以來休業中であつたが七月十七日職工全部五百二十八名を解雇した、但し復職を許されたものもある。

東京耐酸窯業會社（東京丸ノ内本社）では、四月廿日二百名の職工を置去りにした。日英醸造會社（神奈川縣鶴見）では、三月卅日一兩日百名を解雇した。

次に雜工場（印刷及製本、紙製品、木竹蔓莖
製品、皮革製品、羽毛製品、蘭筵麥稈經木眞田、
玉石牙骨介甲及角製品等）に於ては六月迄大

(2) 軍備縮少と失業問題

本年十一月一日より米國ワシントンで各國代表者會合して海軍々備の制限協定の結果茲に製艦其他軍需品製造と直接間接關係ある諸工場の職工の上に失業の脅威が來た。勿論本年中にはまだ其結果としての失

業の事實は餘りなかつた（全くなかつたのではない、例へば淺野造船、横濱船渠の如きは明かに之を理由として解雇を行つて居り、其他關係諸工場でも暗々裡に實行してゐる）が、兎に角失業可能性の範圍を考察して見るに最近の調査に依れば、内地に於ける海軍關係の民間九造船所の職工總數は約七萬四千人、海軍直轄四工廠のそれは約六萬千人、合計凡そ十三萬五千人である。即ち次の如し。

民間造船所

| | (職工數) |
|---------|--------|
| 川崎造船所 | 二〇、〇〇〇 |
| 長崎三菱造船所 | 一七、〇〇〇 |
| 神戸三菱造船所 | 一〇、〇〇〇 |
| 横濱船渠 | 六、〇〇〇 |
| 浦賀船渠 | 四、〇〇〇 |
| 淺野造船所 | 三、五〇〇 |
| 藤永田造船所 | 二、五〇〇 |
| 大阪鐵工所 | 七、〇〇〇 |
| 石川島造船所 | 二、五〇〇 |
| 三井宇野造船所 | 一、五〇〇 |
| 海軍直轄工廠 | 二〇、〇〇〇 |
| 横須賀工廠 | 二三、〇〇〇 |
| 吳工廠 | 一〇、〇〇〇 |
| 佐世保工廠 | 八、〇〇〇 |

右の中主力艦を建造し得べき造船所は、民間では神戸川崎造船所、長崎三菱造船所、海軍直轄工廠では横須賀及び吳の二工廠で各目下建造中であるから、會議の結果主力艦の建造中止となつて其打撃を直接蒙るものは以上四ヶ所であるが、是等は同時に他の補助艦をも建造して居るので主力艦建造に要する職工は現在職工の三四割である。三割と計算しても實に四萬五百人の失業者を見るの理である。

又一方補助艦に就いても主力艦に應じた制限を爲すものとすれば是亦多數の失業者を見なければならぬ。のみならず此影響を蒙るものは造船業ばかりでなく製鐵業もうである。我國に於ける大正九年末現在の主なる製鐵業の雇傭職工は三萬人餘と八幡製鐵所のそれ（職工並に勞働者一萬七千二百五人、從業員一千八百十人と日傭人夫一日平均六千人）とである。右の中直接軍備縮少と關係あるものは

| 製鐵所名 | 従業者 | 職工勞働者 | 日本製鋼室蘭 | 八四六 | 五、三五八 |
|---------|-----|-------|--------|-----|-------|
| 川崎造船所葺合 | 一二三 | 九六四 | 神戸製鋼所 | 一四一 | 一、六一一 |
| 住友製鋼所 | 一一六 | 一、九七五 | 住友宇治川 | 一八〇 | 一、一九〇 |
| 住夜伸銅尼ヶ崎 | 一一六 | 一、三〇〇 | 計 | 一一一 | 五九 |

是等の諸工業は軍備縮少の爲め事業半減を要すべしと觀測されてゐる。併し造船業と異り、製鐵業は他の事業に變更し得る可能性はあるので、この邊を如何に指導するかは政府の方針に依ることが多い。

尙ほ茲に述ぶべきは軍備縮少が失業の不安に脅かされる勞働者に現在如何なる影響を與へてゐるかと云ふことである。現に東京及び大阪等の砲兵工廠八幡製鐵所其他の官業勞働者の組合の聯合たる官業勞働者總同盟大會は十二月大阪に開かれ、其際軍備縮少に依る勞働不安は種々な決議や宣言となつて現はれた。例へば次の如き決議がある。

一、軍備縮少に依る失業者に對し解雇手當を

一時に日給二年分を特に支給すること

一、本項は我が幾萬職工の死活に關する重要

事件なるを以て特に是が貫徹を期す

其他日本労働總同盟に於て、造船工組合に於て之が對策を協議し、救濟策を政府に迫る等種々の方法が講じられ不安の中に年を送つた。蓋し前述の如く失業の數は本年殊に造船關係に多く増加し、加ふるに労働爭議と云へば殆んじ造船製鐵に關するもので、爲めに多數の職首者をも出して居たのである。労働者は軍備縮少に反対はしてゐない。たゞ當局は袖手傍観『大した失業問題は起るまい』と言つて曖昧な態度を持してゐるので勢ひ労働者團體の奮起となつたのである。

今昨大正九年中に於ける造船所爭議を見るに、一件五十人以上のものゝみを擧げる
と、其數僅かに五で、加盟人員は一萬足らず(九、一六〇)であるが本年に入つては十月までの統計に依ると、爭議數二十二、加盟人員八萬七千九百四十三人の多きに及んでゐる。之れに對する大正九年及び十年(共に一件五十人以上のもの)の解雇者は次の如くである。

| | 九 年 | | 十 年 | |
|-----|-----|-----|---------|-----|
| | 件數 | 解雇數 | 件數 | 解雇數 |
| 一月 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 二月 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 三月 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 四月 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 五月 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 六月 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 七月 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 八月 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 九月 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 十月 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 十一月 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 十二月 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 合計 | 八 | 五〇九 | 元 一五、八七 | 三三三 |

十一月十二月にも淺野造船所、横濱船渠

其他に解雇あつたことは別記の通りである
が之は加算してない。而も昨九年に比すれば件數は十八件から一十九件に、失業者は三倍以上に及んでゐる。斯る失業増加の傾向ある所へ軍備縮少に因る労働不安が加つて來たのであるが、さて、此方面に於ける失業問題が如何に展開するか、又政府は如何なる處置を取るかは凡て今後の問題である。

茲に工場労働者以外と言つたのは工場法適用工場労働者以外を指したのである。(1)一般概況、(2)鑛山労働者の失業状態、(3)交通労働者其他の失業状態に分つて述べよう。

(1) 一般概況

上來述べ來つた所は主として工場法適用範圍の統計に據つたのである。次に右範圍外に於ける失業状態如何を考察しよう。

此問題解明の手引となるものは内務省の解雇及雇入調べである。蓋し農商務省の調べが専ら工場法適用工場に局限されてゐるのに反して、内務省は單に之れのみに限らず鑛山其他各種事業の職工をも含む。從て内務省の解雇數又は雇入數より農商務省の解雇數又は雇入數を差引きたる差は即ち鑛山其他の事業に於ける數であつて前項記載以外の職工移動状態でなければならない。

昨年三月以降本年七月迄の各月に於ける

兩省の比較及び差を表示すれば次の通りである。

解雇

| 雇入 | 内務省調査 | 九年三月 | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 |
| 内務省 | 内務省調査 | 八、三〇五 | 八、三〇六 | 八、三〇七 | 八、三〇八 | 八、三〇九 | 八、三一〇 |
| 農商務省 | 農商務省調査 | 九、二七九 | 九、二八〇 | 九、二八一 | 九、二八二 | 九、二八三 | 九、二八四 | 九、二八五 | 九、二八六 | 九、二八七 | 九、二八八 | 九、二八九 | 九、二九〇 |
| 内務省より農商務省を引きたるもの | (備考) 内務省調査は工場法適用工場、内務省調査は工場の外鑛山其他を含んだ調査である。 | 九、二七九 | 九、二八〇 | 九、二八一 | 九、二八二 | 九、二八三 | 九、二八四 | 九、二八五 | 九、二八六 | 九、二八七 | 九、二八八 | 九、二八九 | 九、二九〇 |
| 内務省より農商務省を引きたるもの | 内務省調査 | 九、二七九 | 九、二八〇 | 九、二八一 | 九、二八二 | 九、二八三 | 九、二八四 | 九、二八五 | 九、二八六 | 九、二八七 | 九、二八八 | 九、二八九 | 九、二九〇 |
| 内務省 | 内務省調査 | 九、二七九 | 九、二八〇 | 九、二八一 | 九、二八二 | 九、二八三 | 九、二八四 | 九、二八五 | 九、二八六 | 九、二八七 | 九、二八八 | 九、二八九 | 九、二九〇 |
| 農商務 | 農商務省調査 | 九、二七九 | 九、二八〇 | 九、二八一 | 九、二八二 | 九、二八三 | 九、二八四 | 九、二八五 | 九、二八六 | 九、二八七 | 九、二八八 | 九、二八九 | 九、二九〇 |
| 内務省より農商務省を引きたるもの | 内務省調査 | 九、二七九 | 九、二八〇 | 九、二八一 | 九、二八二 | 九、二八三 | 九、二八四 | 九、二八五 | 九、二八六 | 九、二八七 | 九、二八八 | 九、二八九 | 九、二九〇 |

| 雇入 | 内務省調査 | 九年四月 | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 |
| 内務省 | 内務省調査 | 九、二九〇 | 九、二九一 | 九、二九二 | 九、二九三 | 九、二九四 | 九、二九五 | 九、二九六 | 九、二九七 | 九、二九八 | 九、二九九 | 九、二九〇 | 九、二九一 |
| 農商務 | 農商務省調査 | 九、二九〇 | 九、二九一 | 九、二九二 | 九、二九三 | 九、二九四 | 九、二九五 | 九、二九六 | 九、二九七 | 九、二九八 | 九、二九九 | 九、二九〇 | 九、二九一 |
| 内務省より農商務省を引きたるもの | (備考) 内務省調査は工場法適用工場、内務省調査は工場の外鑛山其他を含んだ調査である。 | 九、二九〇 | 九、二九一 | 九、二九二 | 九、二九三 | 九、二九四 | 九、二九五 | 九、二九六 | 九、二九七 | 九、二九八 | 九、二九九 | 九、二九〇 | 九、二九一 |
| 内務省 | 内務省調査 | 九、二九〇 | 九、二九一 | 九、二九二 | 九、二九三 | 九、二九四 | 九、二九五 | 九、二九六 | 九、二九七 | 九、二九八 | 九、二九九 | 九、二九〇 | 九、二九一 |
| 農商務 | 農商務省調査 | 九、二九〇 | 九、二九一 | 九、二九二 | 九、二九三 | 九、二九四 | 九、二九五 | 九、二九六 | 九、二九七 | 九、二九八 | 九、二九九 | 九、二九〇 | 九、二九一 |
| 内務省より農商務省を引きたるもの | 内務省調査 | 九、二九〇 | 九、二九一 | 九、二九二 | 九、二九三 | 九、二九四 | 九、二九五 | 九、二九六 | 九、二九七 | 九、二九八 | 九、二九九 | 九、二九〇 | 九、二九一 |

となる。

| 雇入 | 内務省調査 | 九年五月 | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 |
| 内務省 | 内務省調査 | 九、二九〇 | 九、二九一 | 九、二九二 | 九、二九三 | 九、二九四 | 九、二九五 | 九、二九六 | 九、二九七 | 九、二九八 | 九、二九九 | 九、二九〇 | 九、二九一 |
| 農商務 | 農商務省調査 | 九、二九〇 | 九、二九一 | 九、二九二 | 九、二九三 | 九、二九四 | 九、二九五 | 九、二九六 | 九、二九七 | 九、二九八 | 九、二九九 | 九、二九〇 | 九、二九一 |
| 内務省より農商務省を引きたるもの | (備考) 内務省調査は工場法適用工場、内務省調査は工場の外鑛山其他を含んだ調査である。 | 九、二九〇 | 九、二九一 | 九、二九二 | 九、二九三 | 九、二九四 | 九、二九五 | 九、二九六 | 九、二九七 | 九、二九八 | 九、二九九 | 九、二九〇 | 九、二九一 |
| 内務省 | 内務省調査 | 九、二九〇 | 九、二九一 | 九、二九二 | 九、二九三 | 九、二九四 | 九、二九五 | 九、二九六 | 九、二九七 | 九、二九八 | 九、二九九 | 九、二九〇 | 九、二九一 |
| 農商務 | 農商務省調査 | 九、二九〇 | 九、二九一 | 九、二九二 | 九、二九三 | 九、二九四 | 九、二九五 | 九、二九六 | 九、二九七 | 九、二九八 | 九、二九九 | 九、二九〇 | 九、二九一 |
| 内務省より農商務省を引きたるもの | 内務省調査 | 九、二九〇 | 九、二九一 | 九、二九二 | 九、二九三 | 九、二九四 | 九、二九五 | 九、二九六 | 九、二九七 | 九、二九八 | 九、二九九 | 九、二九〇 | 九、二九一 |

以上の表に依て見るに、内務省調査より農商務省調査を控除したもの即ち工場法適用工場以外に於ける職工移動の状態は、昨年三月以来毎月三萬内外の解雇と、二萬内外の雇入とを示してゐる。而して本年に入つては解雇及雇入共に其數を減じて居る。次に、今算出した工場法適用工場以外の職工移動状態を表示すれば次の如き結果

となる。

工場法適用工場以外の解雇超過である。

即ち昨年以來鑛山其他に於て毎月數千の職工労働者が職を失ひ、今年に入つても解雇超過の傾向は依然として變らない。四、五、六月の如きは一萬三千、一萬、九千と云ふ夥しい解雇超過となつてゐる。本年一月より七月迄の累計に於て實に五萬六十八人の解雇超過である。

(2) 鎌山労働者の失業状態

昨年來の不況は凡ゆる方面に亘り、鎌山業の衰退も甚しかつた。先づ炭坑に就いて見れば農商務省の調査は本年を通じて次の如き数字を示してゐる。

解雇鎌夫數 一八、二七八

轉稼狀況（調査人員一六、〇四八）

| | |
|----------|--------|
| 轉稼鎌夫數 | 一三、八九一 |
| 歸農 | 三、二九二 |
| 他鎌山へ轉業 | 八、〇八二 |
| 土木工事に從事 | 四八二 |
| 其他 | 二、〇三五 |
| 轉稼先不明鎌夫數 | 二、一五七 |

炭坑經營者は本年五月一日より向ふ一ヶ年間既往三ヶ年の出炭平均年額の一割七分だけ生産制限を行つたので從て失業者も多數出で解雇數は一萬八千以上に及んだ。元來大正九年未炭礦數六百六、坑夫數三十一萬七千三百四十名に比しては採炭制限に依る解雇數は割に少かつたが、是は昨年の恐慌以來可成り整理されてゐたからであらう。次に炭礦に於ける著しい解雇例を擧げよう。

高陽炭礦（福岡縣）では、一月廿二日坑夫三百日造船職工其他雜役夫百十一名、同三船積人夫百二十二名、同十三日製作所造船職工合計八十八名、同月末土砂採收人夫二百七十名、總計五百七十餘名解雇した。

七十四名、事務員雜役夫七百名解雇發表。

解雇。

三井鎌山會社（福岡縣大牟田市、三池鎌業所）では、二月一日建築課人夫三百五十名、同三日造船職工其他雜役夫百十一名、同四日石炭

船積人夫百二十二名、同十三日製作所造船職工合計八十八名、同月末土砂採收人夫二百七十名、總計五百七十餘名解雇した。

田川炭坑（福岡縣）では、二月十六、十七日三百六十名の職工坑夫を解雇した。

芳谷、相知兩炭礦（佐賀縣）では、四月初め坑夫三百名、傭人二百名、雇員七十名、合計五百七十名解雇。相知炭礦は五月十四日更らに數百名、又兩炭礦は六月三十日八百名解雇した。

宮尾炭礦（福岡縣）では、本坑第四坑及第五坑の三坑を休業し四月二日より坑夫其他千百七名、納屋頭十四名、役員五名を解雇した。

貝島万ノ浦坑（福岡縣）では、四月十二日第二坑を休業して二週間に二百七名解雇の旨發表。

美唄炭山（北海道）では、四月四百五十名解雇。

田川炭礦（福岡縣）では、四月廿七日、廿八日三百名解雇。

板斜炭礦（福岡縣）では、四月二十八日五百五十名解雇。

小松炭礦（福岡縣）では、五月十日千四百名

足尾銅山（栃木縣）では、一月廿七日役員二百十二名、坑夫頭十二名解雇したが、五月坑夫三百名を解雇した。

吉岡鎌山（岡山縣）では、二月四日百四十六名、同七日百十八名、同十日五十九名、合計三百五十名解雇した。

久根銅山（静岡縣）では、一月廿一日殘部坑夫

沖の山炭坑（山口縣）では、七月一日より閉鎖坑夫三百名解雇。

本洞炭礦（福岡縣）では、七月十一日より事業休止坑夫千四百八十七名解雇した。

次に金屬鎌山に於ける農商務省の調査に

依れば次の如くである。（本年通計）

解雇鎌夫數 二五、七九一

轉稼狀況（調査人員二〇、九七三）

| | |
|----------|--------|
| 轉稼鎌夫數 | 一七、九〇四 |
| 歸農 | 五、〇三七 |
| 他鎌山に轉業 | 八、七七〇 |
| 土木工事に從事 | 一、三四二 |
| 其他 | 二、七五五 |
| 轉稼先不明鎌夫數 | 三、〇六九 |

解雇數は二萬五千七百九十一人に及んでゐる。金属鎌山に於ても銅山の如きは極めて不況であった。解雇例を示せば次の如きものがある。

足尾銅山（栃木縣）では、一月廿七日役員二百十二名、坑夫頭十二名解雇したが、五月坑夫三百名を解雇した。

吉岡鎌山（岡山縣）では、二月四日百四十六名、同七日百十八名、同十日五十九名、合計三百五十名解雇した。

久根銅山（静岡縣）では、一月廿一日殘部坑夫

六百名を解雇。

日立鐵山(茨城縣)では、二月八日從業員三百三十餘名、同九日約二百名、合計五百三十餘名解雇した。

大正銅山(青森縣)では、三月一日坑夫六百名を解雇。

別子銅山(愛媛縣)では、三月十七日より三回に亘り、四坂島精練所六百五十名、別子銅山新居濱鐵業所三百十三名、合計坑夫九百六十三名、同廿七日山林課以下四十名の傭員、總計一千三名を解雇した。

龜谷銅山(富山縣)では、六月十六日より休業坑夫三百名解雇。

(3) 交通労働者其他の失業

船員及鐵道從業員の失業も本年失業問題に於ける可成り著しい問題であつた。尤も鐵道省の淘汰は昨年秋より始まつたのであるが本年に入つては一月及び四月に大規模の解雇を行ひ他方月々所謂自然淘汰主義に

状態

船員及鐵道從業員の失業も本年失業問題に於ける可成り著しい問題であつた。尤も鐵道省の淘汰は昨年秋より始まつたのであるが本年に入つては一月及び四月に大規模の解雇を行ひ他方月々所謂自然淘汰主義に

依て解雇された數は全國は通じて約十七萬の從業員の二割即ち約三萬(判任官を含む)に達した。

海員の失業も亦海運界極度の不振と相伴

は本年大規模な失業者運動となつて當路を脅威した。我國に於ても本年此種の運動を

第二 失業者運動

五月一日大阪電燈株式會社の爭議を發端とする關西方の労働爭議が神戸に飛火して漸次激烈の度を加へつゝあつた七月七日大阪天王寺公會堂に於て一つの集會が失業者大會の名の下に行はれた、蓋しこの争議に於て職首された大阪電燈會社や藤永田造船所の失業者が開いたものである。其際不穏の行動ある者として六名の検束者を出して無事に済んだが、その時の宣言が茲に注意に値するのである。

宣言

財界の不況は深刻に労働者の頭上に陰影を投げ、失業者は街路に充つ。我等は職なく、金なく、仕事なく、信用なし。我等は今産業の犠牲となり、墓石の如く棄てらる。我等は資本主義經濟の毒牙に斃れ、我等を待つにただ飢餓と墳墓となるのみ。此の所に我等階級反目の一層激しくなるを見る。然るに政府に誠意なく、資本家に識見なく、日本は會て見ざる暗雲を前途に望見してゐる。即ち我等は資本主義の崩壊の一日も速からむを望むと共に、産業自活の新世界を創造することに依りて失業撲滅の日の一日も早からむ事を望む。

大正十年七月七日 大阪失業者大會

決議

一、我等は失業保険制度の確立を期す。
一、我等は失業者のなき時代の實現を期す。

大阪失業者大會

我國失業者運動は茲に端を開いたのである。大阪から神戸に飛火して殆んど五旬に亘り流血の慘まで見た川崎、三菱兩造船所の争議、其他神戸を中心として六月から九月迄に争議に關係した各工場の失業者は二千九百四名に達してゐる。

其中三菱、川崎兩工場の戦首者は浪人會と云ふ名稱の下に失業者の團體を組織して八月十五日開會式を行つた。

宣 言

人類の正義と自由を標榜する労働運動の爲に不當にも戦首されたる吾々は茲に相會して浪人會を作る。

労働運動は吾々の生命であり信念である。戦首は資本家が労働運動を壓迫する奥の手である。

我々は如何に資本家の壓迫を受けても、吾吾の信念を曲げる事は出來ない。否益々労働運動の必要を感じるものである。實に労働運動の基礎たる労働組合の發達を圖るは吾々の天職なりと信ずる。

我々は今や天下の浪人である。明治維新の大業は浪人の手に依て成就せられた。最も資本家の壓迫を受け、最も階級意識に自覺せる吾々が最も運動に對し絶大なる貢獻者たるべき義務を有するは明らかである。吾々は同志結束して起つた。

資本家よ、吾々の意氣を見よ、威力を見よ。吾々は資本家が首を切つて信念を切る事が出来ない事を明らかに立證するであらう。敢て宣言する。

大正十年八月十五日 浪 人 會

決 議

吾等は労働組合運動妨害者を撲滅し、社會改造の目的を貫徹する爲め司法權の發達を促して、社會的害蟲の一掃を期す。

大正十年八月十五日 浪 人 會

浪人會は職業紹介、營業、企業の三部を設けて事業を営むこととなり、既に企業部は兵庫松原通八番地友成工作所を借受けて事業を開始した。

又尼ヶ崎に於ても本年に入つてより武川護謨、久保田鐵工所、尼崎鐵工所、乾鐵線、東亞セメント等の解雇者五百七名に達し就職口を得なゝ者も多く茲に八月廿一日犠牲團なるものを組織して次の如き宣言を發し團則を作つて職業紹介、營業、企業、共濟、出版、法律、技術、發明獎勵、講演、貯金獎勵等の部を設けて事業を行ふこに至つた。

第三 失業對策

上述の如く次第に急迫しつゝある失業問題に當面して如何なる處置が爲されたか。吾々が勞働者自らの對應策としては餘り見るべきものがない、年末軍備縮少に因る失業の脅

を受けても吾々の信念を曲げる事は出來ない。茲に犠牲團を組織し社會人士の同情を求める吾々の生活の安定を計るものなり。

大正十年八月二十二日 犠牲團

但し犠牲團の名稱は九月三十日の決議を以て省會と改名された。現在會員は百五十餘名を數へ十二月十六日からは現に一部の事業を開始してゐる。右宣言は浪人會のそれに似て居るが、結末に至つて稍も趣を異にする。

自省會が市長、署長市會議長を顧問としてゐるのを見れば當然かも知れない。兎も角會則の

第四條にも『本會は本會の主義綱領に共鳴し規約を遵守する労働者及失業者を以て組織す』とあるので、茲に失業者の團結として記して置く。

斯くして神戸、尼崎に失業の集團が生れたのであるが、此後失業問題演説會、失業者忘年會と云ふ様な形で失業者が寄り合つて會合する様になつた。失業者の運動は孰れにしても今後の問題である。

威に對して諸種の労働團體が政府に向つて豫め救濟方法を勧告したのが稍著しい事象であつた。失業保険の如き制度は勿論ない、憲政會が今夏失業保険法案を發表して第四十五議會に提出することとなつたが、それが如何なる結果を見るにしてもそれは未來の問題である。

斯く何等當面の急に應する施設のない所に昨春來失業が顯著な事實となつて來たので本年四月九日政府(内務省)の提出にかかる職業紹介法が制定公布され七月一日から施行されることになつた、其大要は労働立法篇に明かにしてある。さて從來存してゐた全國の公益職業紹介所は大正九年未現在に於て百四十八で

縣立三、郡立六、市區立四一、町村立二四、私立四〇、法人立三四
之れを地方別にすれば

北海道二、東京十五、京都二、大阪二十三、神奈川四、兵庫五、長崎四、群馬十四、栃木三、奈良二、愛知五、山梨一、滋賀三、長野三十八、宮城三、山形一、石川四、岡山六、和歌山一、愛媛一、三重二、福井一、島根一、廣島三、香川二、福岡一、宮崎一、鹿兒島一

である。尙ほ他に全國を通じ口入屋が八千六百四十三あるが、元來口入屋は營業であるから極めて弊害多く當局も該法實施と共に之等を嚴重に取締る方針を取ることにつた。

本法に關する内務省令施行規則に依れば、職業紹介所の紹介は無料で市町村の負擔とし國庫は之れに幾分の補助を爲すのである。そして各市町村は之を設置することが出来るが、併し内務大臣は必要と認むる場合には(一)市、(二)人口三萬以上の町村又は人口三萬未滿でも特に内務大臣が必要と認むる時は其設置を命ずることが出来る。而して財團法人協調會を職業紹介所中央事務局と爲し、知事の指定する一府縣内の中央職業紹介所を之れに屬せしめて事務を統一する。

次に職業紹介法の發布の結果新設し、又廢止を届出たものを擧げると次の如くである。

新設職業紹介所

| (開所日) | (所) | 名 | (廢止日) | (所) | 名 |
|--------|-----------------|---|-------|-----------------|---|
| 五月三日 | 福岡縣福岡職業紹介所 | | 六月三十日 | 福井縣警察部相談紹介部 | |
| 九月 | 東京府職業紹介所 | | 七月 | 宮城縣白石職業紹介所(私設 | |
| 十一月二十日 | 長野市職業紹介所 | | 八月 | 大阪府財團法人北野職業紹介所 | |
| 同廿八日 | 東京府北豊島二葉組合職業紹介所 | | 九月廿九日 | 岡山縣岡山工業勞動紹介所 | |
| 同廿八日 | 愛媛婦人會婦人職業相談所 | | 十月廿一日 | 靜岡縣濱松警察署職業紹介所 | |
| 同廿八日 | 愛媛婦人會婦人職業相談所 | | 十一月一日 | 群馬縣邑樂郡農會職業紹介所 | |
| 十二月一日 | 愛媛縣松山同情女子職業紹介所 | | 十二月一日 | 群馬縣鬼石町職業紹介所 | |
| 同廿四日 | 横濱市花咲町職業紹介所 | | 廿六日 | 新町職業紹介所 | |
| 同廿六日 | 群馬縣鬼石町職業紹介所 | | 廿八日 | 大阪府財團法人岸和田職業紹介所 | |
| 同廿八日 | 新町職業紹介所 | | 廿九日 | 大阪府貝塚職業紹介所 | |
| 同廿九日 | 大阪府貝塚職業紹介所 | | 十一月八日 | 前橋市職業紹介所 | |
| 同廿九日 | 前橋市職業紹介所 | | 十一月八日 | 東京府北豊島二葉組合職業紹介所 | |

業紹介成績を掲げて置かう(中央職業紹介局調査)但二表共十一月末迄の累計である。

岡富石福青福宮長滋山靜愛三茨奈柄群新長兵神大京東北府

奈海縣

失業問題 山山川井森島城野賀梨岡知重城良木馬鴻崎庫川阪都京道 別

府縣別職業紹介成績

| | 男 | 女 | 計 | 人數 | 求人數 |
|-------------|---------------|---------------|---------------|-----|-------|
| 一、二四 西興 | 一、〇三〇 五齒 | 一、六〇五 四齒 | 二、六〇八 三齒 | 三六〇 | 一、〇三〇 |
| 四、五〇 亮六四 | 一、九〇六 五齒 | 一、六〇六 四齒 | 二、〇八〇 三齒 | 三〇六 | 一、九〇六 |
| 一、二三 大天 | 一、二六〇 六齒 | 一、六〇六 五齒 | 二、三〇六 四齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 七齒 | 一、六〇六 六齒 | 二、三〇六 五齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 八齒 | 一、六〇六 七齒 | 二、三〇六 六齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 九齒 | 一、六〇六 八齒 | 二、三〇六 七齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 十齒 | 一、六〇六 九齒 | 二、三〇六 八齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 十一齒 | 一、六〇六 十齒 | 二、三〇六 九齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 十二齒 | 一、六〇六 十一齒 | 二、三〇六 十齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 十三齒 | 一、六〇六 十二齒 | 二、三〇六 十一齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 十四齒 | 一、六〇六 十三齒 | 二、三〇六 十二齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 十五齒 | 一、六〇六 十四齒 | 二、三〇六 十三齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 十六齒 | 一、六〇六 十五齒 | 二、三〇六 十四齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 十七齒 | 一、六〇六 十六齒 | 二、三〇六 十五齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 十八齒 | 一、六〇六 十七齒 | 二、三〇六 十六齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 十九齒 | 一、六〇六 十八齒 | 二、三〇六 十七齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 二十齒 | 一、六〇六 十九齒 | 二、三〇六 十八齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 二十一齒 | 一、六〇六 二十齒 | 二、三〇六 十九齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 二十二齒 | 一、六〇六 二十一齒 | 二、三〇六 二十齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 二十三齒 | 一、六〇六 二十二齒 | 二、三〇六 二十一齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 二十四齒 | 一、六〇六 二十三齒 | 二、三〇六 二十二齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 二十五齒 | 一、六〇六 二十四齒 | 二、三〇六 二十三齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 二十六齒 | 一、六〇六 二十五齒 | 二、三〇六 二十四齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 二十七齒 | 一、六〇六 二十六齒 | 二、三〇六 二十五齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 二十八齒 | 一、六〇六 二十七齒 | 二、三〇六 二十六齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 二十九齒 | 一、六〇六 二十八齒 | 二、三〇六 二十七齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 三十齒 | 一、六〇六 二十九齒 | 二、三〇六 二十八齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 三十一齒 | 一、六〇六 三十齒 | 二、三〇六 二十九齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 三十二齒 | 一、六〇六 三十一齒 | 二、三〇六 三十齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 三十三齒 | 一、六〇六 三十二齒 | 二、三〇六 三十一齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 三十四齒 | 一、六〇六 三十三齒 | 二、三〇六 三十二齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 三十五齒 | 一、六〇六 三十四齒 | 二、三〇六 三十三齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 三十六齒 | 一、六〇六 三十五齒 | 二、三〇六 三十四齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 三十七齒 | 一、六〇六 三十六齒 | 二、三〇六 三十五齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 三十八齒 | 一、六〇六 三十七齒 | 二、三〇六 三十六齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 三十九齒 | 一、六〇六 三十八齒 | 二、三〇六 三十七齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 四十齒 | 一、六〇六 三十九齒 | 二、三〇六 三十八齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 四十一齒 | 一、六〇六 四十齒 | 二、三〇六 三十九齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 四十二齒 | 一、六〇六 四十一齒 | 二、三〇六 四十齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 四十三齒 | 一、六〇六 四十二齒 | 二、三〇六 四十齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 四十四齒 | 一、六〇六 四十三齒 | 二、三〇六 四十齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 四十五齒 | 一、六〇六 四十四齒 | 二、三〇六 四十齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 四十六齒 | 一、六〇六 四十五齒 | 二、三〇六 四十齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 四十七齒 | 一、六〇六 四十六齒 | 二、三〇六 四十齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 四十八齒 | 一、六〇六 四十七齒 | 二、三〇六 四十齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二四 九 | 一、二六〇 四十九齒 | 一、六〇六 四十八齒 | 二、三〇六 四十齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |
| 一、二三 金 | 一、二六〇 五十齒 | 一、六〇六 四十九齒 | 二、三〇六 四十齒 | 三〇六 | 一、二六〇 |

福 鹿 香 和 廣
合 兒 歌

計 岡 島 川 山 島

三、八六

三七七

三八〇

三七一

一、四三

四〇四

一〇八

七

二

四七、三八

三三、三三

一八五

三六六

一八六

三九〇

二六〇

九〇九

二八三

三八〇

三五五

三一〇

二六〇

三〇七

三、六四

三、六四

三、六四

一三一、九六

三二

三一

二八一

二八三

二八四

二八五

二八六

二八七

二八八

二八九

二九〇

二九一

二九二

二九三

二九四

二九五

二九六

二九七

二九八

二九九

二九一〇

無希望

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一〇

一一

一二

一二